

令和6年度

事業計画書

一般財団法人 電気技術者試験センター

令和6年度事業計画書

電気は、国民生活及び経済活動に不可欠なエネルギーであり、電気工作物の安全・安心の確保が社会的要請となっている。特に、自己責任原則に基づく規制緩和の進展、社会・経済構造の変化による電気設備、電気技術の高度化により、関連する業務に携わる電気技術者の技術力の向上が求められており、電気技術者の国家試験の役割が一層高まっている。

令和5年度は、電気主任技術者試験で約8万7千人、電気工事士試験で約21万9千人、合計で約30万6千人の受験申込みがあり、前年度と比べて約3万1千人の減となった。

令和6年度の受験申込者数は、電気主任技術者試験にあつては昨年度並みの水準で推移すると想定し約8万1千人、電気工事士試験にあつては第一種電気工事士試験が年度2回実施することとなった状況等を考慮して約23万5千人、合計約31万6千人を見込む。

令和6年度の事業計画作成にあたっては、令和5年度に導入したC B T方式試験を改善しつつ着実に実施するとともに、災害時等の再試験を含め受験機会の確保・拡充に努める。このため、引き続き国家試験事務の精度向上、コンプライアンス推進とガバナンス強化、デジタル化、及び効率化・迅速化を一層推進する。また、個人情報保護等の外部評価、内部横断的エラーチェック・分析体制の強化を行う。

当センターは、電気技術者の国家試験事務の指定機関として、国家試験の厳正かつ効率的な実施を目標に、試験に関する実施計画を的確に遂行し、受験者サービスの一層の向上に引き続き努力する。

また、令和6年度においても、公益目的事業2事業を着実に実施する。

このような考え方のもとに、令和6年度の事業を実施する。

1. 電気事業法に基づく電気主任技術者試験

(1) 電気主任技術者試験の実施

①第一種電気主任技術者試験

全ての事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関して必要な知識及び技能を有する者の資格に関する試験を実施する。

(i) 試験日及び試験地

項目	試験日	試験地
一次試験	8月18日(日)	全国10箇所
二次試験	11月10日(日)	〃

(ii) 受験申込者

項目	申込者想定数
一次試験	1,620人
一次試験免除者	380人
合計	2,000人

②第二種電気主任技術者試験

電圧17万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関して必要な知識及び技能を有する者の資格に関する試験を実施する。

(i) 試験日及び試験地

項目	試験日	試験地
一次試験	8月18日(日)	全国10箇所
二次試験	11月10日(日)	〃

(ii) 受験申込者

項目	申込者想定数
一次試験	7,820人
一次試験免除者	1,590人
合計	9,410人

③第三種電気主任技術者試験

電圧5万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関して必要な知識及び技能を有する者の資格に関する試験を実施する。

(i) 試験日及び試験地

項目		試験日	試験地
上期	CBT方式	令和6年7月4日(木)～7月28日(日)	全国200箇所 程度以上
	筆記方式	令和6年8月18日(日)	全国52箇所
下期	CBT方式	令和7年2月6日(木)～3月2日(日)	全国200箇所 程度以上
	筆記方式	令和7年3月23日(日)	全国52箇所

(ii) 受験申込者

項 目	申込者想定数
第三種	70,000人

(2) 電気主任技術者試験委員会等の開催

①第一種・第二種電気主任技術者試験委員会

試験委員会は、原則として、試験問題作成委員の決定、試験の可否等のため2回、種別間・科目間調整のための4科目合同部会を1回、一次試験問題決定のための部会を科目毎に1回計4回、二次試験問題の決定のための部会を科目毎に1回計3回開催する。

試験問題作成のための小委員会は科目毎に3回計12回、災害・事故時等の再試験問題作成のための分科会は科目毎に2回計8回開催する。なお、必要に応じて試験問題等の調整を行う分科会を開催する。

②第三種電気主任技術者試験委員会

試験委員会は、原則として、試験問題作成委員の決定、試験の可否等のため2回、科目間調整のための4科目合同部会を1回、試験問題決定のための部会を科目毎に1回計4回開催する。また、試験問題の作成のための小委員会は科目毎に3回計12回開催し、必要に応じて試験問題等の調整を行う分科会を開催する。

③試験問題チェック体制

試験委員会とは独立したレビュー委員により、試験問題のチェックを行う。

2. 電気工事士法に基づく電気工事士試験

(1) 電気工事士試験の実施

①第一種電気工事士試験

自家用電気工作物（500kW未満の需要設備に限る。）及び一般用電気工作物等の電気工事の作業に従事する者の資格に必要な知識及び技能について試験を実施する。

(i) 試験日及び試験地

項 目			試験日	試験地
上期	学 科 試 験	C B T方式	4月1日(月) ～5月9日(木)	全国200箇所 程度以上
		筆記方式	—	—
	技 能 試 験		7月6日(土)	全国52箇所
下期	学 科 試 験	C B T方式	9月2日(月) ～9月19日(木)	全国200箇所 程度以上
		筆記方式	10月6日(日)	全国52箇所
	技 能 試 験		11月24日(日)	全国52箇所

(ii) 受験申込者

項 目	申込者想定数
学科試験	47,700人
学科試験免除者	12,300人
合 計	60,000人

②第二種電気工事士試験

一般用電気工作物等の電気工事の作業に従事する者の資格に必要な知識及び技能について試験を実施する。

(i) 試験日及び試験地

項 目		試験日	試験地	
上 期	学科試験	C B T方式	4月22日(月) ～5月9日(木)	全国200箇所 程度以上
		筆記方式	5月26日(日)	全国56箇所
	技能試験-1		7月20日(土)	全国32箇所
	技能試験-2		7月21日(日)	全国23箇所
下 期	学科試験	C B T方式	9月20日(金) ～10月7日(月)	全国200箇所 程度以上
		筆記方式	10月27日(日)	全国52箇所
	技能試験-1		12月14日(土)	全国30箇所
	技能試験-2		12月15日(日)	全国22箇所

(ii) 受験申込者

項 目	申込者想定数
学科試験	150,900人
学科試験免除者	23,700人
合 計	174,600人

(2) 電気工事士試験委員会の開催

①第一種電気工事士試験委員会

試験委員会は、原則として、2回(学科・技能問題決定のため1回、技能試験公表問題決定のため1回)、小委員会は、学科試験関係で7回、技能試験関係で3回(試験問題作品試演の1回を含む)を開催する。また、コメンテーター・問題作成委員調整会は学科・技能試験関係各1回とする。なお、分科会は必要に応じて開催し、公表問題及び判断基準の検討を行う。

②第二種電気工事士試験委員会

試験委員会は、原則として、2回(学科・技能問題決定のため1回、技能試験公表問題決定のため1回)、小委員会は、学科試験関係で8回、技能試験関係で3回(試験問題作品試演の1回を含む)を開催する。また、コメンテーター・問題作成委員調整会は学科・技能試験関係各1回とする。なお、分科会は必要に応じて開催し、配線図問題(学科)、公表問題及び判断基準の検討を行う。

③試験問題チェック体制

試験委員会とは独立したレビュー委員により、試験問題のチェックを行う。

(3) 技能試験候補問題の事前公表

第一種及び第二種電気工事士技能試験において、従来と同様に、第一種候補問題10問、第二種候補問題13問を公表する。

(4) 判定員研修の実施

判定業務の正確性・確実性のより一層の向上のため、新人判定員等を対象に、判定員研修を実施する。

3. 試験業務

(1) 国家試験の受験機会拡大と災害等への対応力強化

①第一種電気工事士試験の年2回実施

令和5年度まで、第一種電気工事士試験は、年度に1回試験を実施していたが、令和6年度から、上期試験・下期試験の2回試験とし、更に受験機会を拡大する。

②C B T方式試験の実施

第三種電気主任技術者試験および電気工事士試験において導入したコンピュータとネットワークを用いて行うC B T方式について、日程・会場の選択の自由度を高める。また、業務において得られた知見、受験者等からの意見を分析し、必要な改善を行う。

③災害時等の国家試験業務持続性の確保

試験会場地域における大地震発生等の場合、的確な避難誘導など受験者の安全を最優先に確保する。またその場合にあっても再試験実施を原則可能とすることにより、災害等に堅牢な国家試験制度とする。このため、計画的に財務基盤を確保するとともに情報・ネットワーク資源を強化し、また電気工事士試験における技能試験を含め、必要となる試験問題準備・採点体制を整備する。

(2) 試験実施業務の委託

試験の実施については、令和5年度に締結した委託契約(単年委託契約(令和6年度))に基づき行う。また、令和7年度契約に向け、業務品質とコストを総合評価する入札を実施する。

(3) 連絡調整員制度から統括判定員ネットワークへの移行

全国8地域ブロックにおいて電気工事士技能試験の判定業務に携わる判定員の確保、手配、会場確認等を行う連絡調整員制度について、優れた判定スキルと判定員研修・評価管理経験を有する人材等を新たに「統括判定員」に任命し、全国の統括判定員が相互協力するネットワーク体制へと移行する。また、ブロック設定数も令和6年度は全国10地域程度から実態に応じて柔軟に拡大するとともに隣接ブロック間の人材連携を強化する。これにより、C B T方式を含め、試験の多回数化に応じ判定業務等の機動性を高める。

(4) 受付業務

①インターネット申込み、電子決済の強化

受験申込みの受付は、原則、インターネット申込みとし、インターネットを利用できない等、やむを得ない場合は書面申込みを案内することとする。なお、受験手数料の入金方法は、個人申込みにあつては、クレジットカード決済、コンビニ決済、ペイジー決済とし、団体申込みについては、銀行振込とする。

②学校・企業からの申込みへの対応等

学校・企業等の団体からの申込みの利便性・正確性を高めるため、新たに「スク

ール・コーポレート・ページ（仮称）」の設置に向け検討を行う。また、個人受験者が複数年にわたり再挑戦やステップアップ受験（電工二種から一種、電験三種から二種、等）する傾向が高いことから、従来は「マイ・ページ」を年度毎に新たに設けていたものを適切な期間維持する。これにより、個人受験者による合否情報管理や再受験、免状申請（電気主任技術者）等を容易とする。

③「受験総合支援センター」の設置（受験者対応の向上）

従来の受付業務に加え、個人、学校・企業等への対応水準を高め、多様な相談・要望にワンストップで対応するための専門部署を設置する。

(5) 次期・機械処理システムの開発

令和8年度からの次期・機械処理システムの構築に向け、情報セキュリティの確保と業務効率・正確性向上等への対応のため、仕様の検討、入札を実施し、基本設計を行う。

4. 電気事業法に基づく電気主任技術者免状の交付事務

(1) 免状交付事務

令和5年度に経済産業省と締結した電気主任技術者免状交付事務委託契約書に基づき、第一種、第二種及び第三種電気主任技術者試験合格者に対する主任技術者免状の申請受付、免状の作成、送付等の事務を行う。

免状の交付は、交付申請書受付後2か月以内に行うこととする。なお、交付申請者は、第一種電気主任技術者免状については100人、第二種電気主任技術者免状については700人、第三種電気主任技術者免状については6,200人と想定した。

5. 調査研究

(1) 電気技術者に関する調査研究

①電気技術者試験受験者実態調査

本調査は、電気主任技術者試験及び電気工事士試験の受験者の実態を把握することを目的としている。令和6年度試験の受験申込者を対象とする実態調査を引き続き実施する。

②電気技術者活動実態調査

本調査は、電気主任技術者試験及び電気工事士試験合格者の活動実態を把握することを目的としている。令和6年度は、引き続き、複数の業種を選定し、電気技術者本人へのインタビュー等を通して、具体的な活動の場、活躍の実態等を把握する。

③試験業務におけるAIの導入可能性等に関する基礎的調査

受験受付業務支援（チャットボット）、試験不正の検知（画像認識）、あるいは試験問題や受験者学力の分析・深層学習等において人工知能（AI）の利用・援用は有効と考えられる。令和6年度は、AIの有効利用に関する検討を進めるとともに、初歩的AIの構築とデモンストレーション、大学等研究機関との連携を進め、今後の導入可能性等に関する基礎的調査を行う。

6. 電気技術者資質向上事業

(1) 電気技術者資質向上

本事業は、電気技術者の資質向上を目的とした技能競技会を支援すること等により電気技術者の資質向上を図ることを目的としている。本年度も、公募により支援事業を選定する。外部有識者から構成されるアドバイザー委員会を開催し、募集方針や選定結果等について意見を反映しつつ事業を推進する。

(2) 電気技術者育成支援表彰制度

我が国の電気インフラの担い手となる電気技術者を目指そうとする者に対する取り組み、教育プログラム、若手技術者の育成をテーマに工業高等学校や高等専門学校などの教育機関における電気技術者の未来を拓く独創的・先導的な発想による教育・育成の手法やプログラムなどに対し表彰を行う。

7. 業務情報化の推進

(1) 各種事務手続きのデジタル化

行政手続きのデジタル化に対応した迅速・的確且つ柔軟性をもった業務設計を推進する。

(2) 業務用サーバ機器のクラウド化

国家試験業務の継続性を目的に、災害・長期停電やサイバー攻撃への耐力を向上させるため、業務用サーバ・システムのクラウド化準備を行う。

8. 広報

(1) 情報の発信の充実

①ホームページ等による広報活動の推進

当試験センターは、現在、事業案内、ホームページ、受験案内、リーフレット、ポスター等により、電気技術者の資格制度や試験の実施について、周知・広報を行うとともに、ホームページで、技能試験候補問題の事前公表、過去の試験問題及び試験問題の解答の公表、プレスリリース等の試験関連情報はもとより、各種業務の一般競争入札の公告等外部向け情報の発信を行ってきたところである。

本年度も引き続きホームページを活用して広報の一層の充実を図るとともに、電気技術者に関する調査研究の結果及び電気技術者資質向上事業の実施状況等について、関係者への情報提供を積極的に行う。

②「認知度向上・入職促進に向けた協議会」における中長期的人材確保の強化

電気保安・電気工事業界の認知度向上と入職促進に向けて、業界横断的に取り組み、中長期的に人材を確保することを目的に、令和元年7月に設立された「電気保安・電気工事業界の認知度向上・入職促進に向けた協議会」へ引き続き参画し同協議会で運用するウェブサイト、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用して、より一層の周知・広報に努める。

9. その他

(1) コンプライアンス推進とガバナンス強化

令和4年度に発覚した統制上の問題を受け、令和5年度より改善すべき課題解決に取り組む着手しているが、令和6年度も引き続き課題解決の実行推進に取り組む。

外部有識者による「業務監査・コンプライアンス推進委員会」を年2回開催し、外部監査法人による点検を的確に実施することで国家試験業務等の信頼性・正確性を持続的に高めていくよう取り組む。また、必要な組織的研修や自己研鑽支援等を推進し、現場からの気付きを運営に反映することにより、持続的に内部統制とガバナンス強化を図る。

(2) 個人情報の保護

電気主任技術者免状交付事務については、手続き毎に個人情報の適切な管理・確認を行うとともに、定期的な点検・監査を引き続き実施する。また、近年は受験申込等により毎年延べ30万人を超える個人情報が新たに蓄積されるなど、保有個人情報量の拡大が続いている。デジタル社会の中、個人情報を扱う事業者の責務を果たし、継続的に保護水準を高めるため、外部認証機関によるJIS Q 15001に基づく管

理状況・体制の点検を定期的に受けつつ改善を行い、その結果をプライバシーマークとして表示することにより国家試験への信頼性を高めていくよう取り組む。

別表

受験申込者数

(単位：人)

試験の種類		令和5年度			令和6年度			
		想定数 (a)	実績 (b)	(b) - (a)	想定数 (c)	(c) - (a)	(c) - (b)	
電気主任技術者試験	第一種	2,080	2,012	△68	2,000	△80	△12	
	一次試験申込者	1,720	1,685	△35	1,620	△100	△65	
	一次試験免除者	360	327	△33	380	20	53	
	第二種	8,590	8,976	386	9,410	820	434	
	一次試験申込者	6,970	7,432	462	7,820	850	388	
	一次試験免除者	1,620	1,544	△76	1,590	△30	46	
	第三種	86,100	70,810	△15,290	70,000	△16,100	△810	
	CBT方式申込者	43,040	11,850	△31,190	14,000	△29,040	2,150	
	筆記方式申込者	43,060	58,960	15,900	56,000	12,940	△2,960	
	合計	96,770	81,798	△14,972	81,410	△15,360	△388	
電気工事士試験	第一種	50,430	45,819	△4,611	60,000	9,570	14,181	
	学科試験 申込者	CBT方式	21,550	3,071	△18,479	32,000	4,799	23,278
		筆記方式	21,550	35,328	13,778	15,700	1,964	△11,814
	学科試験免除者	7,330	7,420	90	12,300	2,807	2,717	
	第二種	189,700	173,133	△16,567	174,600	△15,100	1,467	
	学科試験 申込者	CBT方式	81,850	18,322	△63,528	30,180	△51,670	11,858
		筆記方式	81,850	132,524	50,674	120,720	38,870	△11,804
	学科試験免除者	26,000	22,287	△3,713	23,700	△2,300	1,413	
合計	240,130	218,952	△21,178	234,600	△5,530	15,648		
総計		336,900	300,750	△36,150	316,010	△20,890	15,260	